

閱 覧 設 計 書

業 務 名 令和8年度可燃ごみ組成調査(家庭系) 業務

業 務 箇 所 永平寺町内 一円

履 行 期 限 令和9年1月28日(金)

監 督 職 員 住民税務課 参事 中野 大

仕様書

1. 業務名 令和8年度可燃ごみ組成調査（家庭系）業務

2. 目 的

本業務は、町内から排出される可燃ごみ中の資源化可能物の混入状況の把握を中心とした組成調査を実施し、ごみ減量化の施策を考察する資料として、住民に対するごみ啓発資料として活用することを目的とする。

3. 実施時期及び提出期限

実施時期は令和8年9月下旬から令和8年11月上旬のうち3日間程度

実施日は委託業者と協議して決定する。

提出期限は、令和9年1月28日（金）

4. 調査場所

福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター

（あわら市笹岡33-3-1）

5. 調査対象ごみ

永平寺町が処理する家庭系の「可燃ごみ」について調査を行う。

6. 調査地区

調査地区は、松岡地区、永平寺地区、上志比地区の3地区とする。

松岡地区では住宅地域・農村地域・大学周辺地域の3集積場、永平寺地区では住宅地域・農村地域の2集積場、上志比地区では住宅地域・農村地域の2集積場 計7カ所の集積場でごみを収集する。

7. 調査方法

（1）収集方法

選定したごみ集積場から、永平寺町が別途委託した業者が調査場所まで運搬する。

（2）調査対象量

1 地区あたり、約 60 kg を調査対象サンプルとし、計 180 kg を調査対象サンプルとする。

(3) 分類項目

可燃ごみの中の資源可能物の混入状況の把握を中心とした分類項目を設定し、調査を実施すること。別紙 表 1-3 53 項目を基本とし、委託者と協議して決定すること。

(4) 分類作業

分類作業の際は、調査サンプルの変性や臭気上の問題等から、即日調査を行うことが望ましいとされていることから、清掃センター プラットホーム内に広げたブルーシート上でサンプルを開封し、調査項目の品目ごとに用意したコンテナに選別する。ただし、判別の難しい 10mm 前後の混合した紙片、木片、繊維片、プラスチック片については、組成割合を鑑み、受託者が分類を判断するものとする。

分類後、それぞれ検定付きのデジタル上皿はかりで重量を計量し、組成比率を算出する。また、食品廃棄物に占める食品ロスの調査については、令和元年 5 月版（改訂があれば最新のものに従う。）環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室が作成した「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋調査手順書」を準用し、適正に調査を行うこととする。

8. 報告書の作成

(1) 家庭系の可燃ごみ組成調査業務委託報告書（Word、Excel 及び PDF 形式）の作成。なお、計測結果及び調査結果を受託者において収集した同等他自治体データとの比較した考察を記載すること。

また、作業の工程や分類した試料の写真に説明を付け加え、分かりやすく明示すること。

(2) 報告書を提出する前に、報告書類の内容について、住民税務課担当者と協議を行うこと。

9. 提出書類

本仕様書に基づき、委託者の指定する期日までに次の各号に定める書類を提出すること。なお、町から速報データを求めることがある。

- (1) 家庭系の可燃ごみ組成調査業務委託報告書 2 部及び電子データ (Word、Excel 及び PDF 形式)
- (2) 作業の工程や分類した試料の写真 2 部及び電子データ (Word、Excel 及び PDF 形式)
- (3) その他調査に関連した書類 (報告書に含まれない参考資料)

10. 提出先

永平寺町住民税務課

11. その他

- (1) この仕様書に関する定めのない事項については、委託者と受託者が相互に協議して定める。
- (2) 分類作業の実施に際しては、同様の業務を的確に行った経験を有する者 2 名以上を配置し、その内 1 名を現場責任とすること。
- (3) 個人情報の漏洩対策等個人情報の観点からの対応を実施すること。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたり必要な計量器具、道具 (ブルーシート、コンテナ等)、保護具 (マスク、手袋等) を用意すること。
- (5) 受託者は、清掃センター作業中に作業を行うことから、プラットホームでの作業時及び、ピットにごみを搬入する際には、第三者の立ち入りを容易にさせないこと。ごみ搬入業者との接触、ピット内への転落等の事故が発生しないよう安全対策及び熱中対策を講じて作業を行うこと。

表 1-3 組成調査項目（家庭系）

大分類	中分類	小分類	細分類	分類 No.	内容	具体例	資源	
1. 食品廃棄物	手つかず食品	賞味期限が付いている 食材 （袋や箱入り）	期限切れ	(1)	賞味期限の表示を過ぎているもの	ハム、ソーセージ、お菓子、即席めん、缶詰、乳製品、 調味料、加工食品、ドライフルーツ、卵等		
			期限内	(2)	賞味期限内のもの			
			判読不能	(3)	印字が見えない等			
		消費期限が付いている 食材 （袋や箱入り）	期限切れ	(4)	消費期限の表示を過ぎているもの	生鮮肉、生鮮魚介、生めん、豆腐、納豆、弁当、 調理パン、総菜、生菓子（食べられていないもの）、 カット野菜等		
			期限内	(5)	消費期限内のもの			
			判読不能	(6)	印字が見えない等			
		その他の食材 （袋や箱に入っていない、原型を5割以上留めて いる）		(7)	袋入りの場合、状態を記載	・期限表示のない食品（生鮮野菜、生鮮果物、調味料） ・販売時には期限表示があるが、容器包装が外されて いるもの（魚介類、肉、食パン等）		
	食べ残し	購入したもの （袋や箱入り）	主食	(8)	見た目で多いものの状態を記載	ごはん、パン、めん類		
			主菜	(9)		おかず（野菜、海藻、卵、魚介類、肉）		
			うち揚げ物	(10)		天ぷら、フライ		
			その他	(11)		お菓子、果物		
		それ以外	主食	(12)	見た目で多いものの状態を記載			
			主菜	(13)				
			うち揚げ物	(14)				
			その他	(15)				
	調理くず			(16)				
ダンボール	容器包装		(17)		みかん箱、家電製品の外箱等	○		
新聞・広告			(18)		新聞紙、折込チラシ	○		
書籍・雑誌			(19)		書籍、雑誌、カタログ	○		
2. 紙類	資源化可能 その他紙類 （雑がみ）	容器包装	飲料用紙製容器	(20)	リサイクル可能紙類	牛乳パック（コーティングなし）	○	
			その他紙製容器	(21)		菓子箱、ティッシュ箱、紙箱、包装紙等	○	
		容器包装以外		(22)		リサイクル不可能紙類	はがき、封筒、トイレットペーパー等の芯、コピー用紙、 広報紙、フリーペーパー等	○
		資源化不可能 その他紙類 （雑がみ）	容器包装	飲料用紙製容器			(23)	酒、ジュースのバック等（アルミコーティングあり）
	その他紙製容器			(24)	紙容器（ヨーグルト・アイスクリームなどコーティングあり）			
	容器包装以外		(25)	ティッシュ、シュレッダー紙等、汚れて資源化できないもの				
	紙おむつ			(26)		紙おむつ		
その他			(27)	17～26に当てはまらないもの				
3. 木・竹・わら類	剪定枝等			(28)		剪定枝、刈り草、落葉、わら等		
	木製家具			(29)		木製家具等		
	その他の木・竹類			(30)		割りばし、竹串、鉛筆、つまようじ等		
4. 繊維・布類	資源化可能			(31)	リサイクル可能	衣類（セーター等）、布類（タオル等）	○	
	資源化不可能			(32)	リサイクル不可能	綿入り製品（座布団、ぬいぐるみ等）		
5. プラスチック類		容器包装	ペットボトル	(33)	容器リサイクル法に該当する 再生可能なプラスチック資源	ジュース、しょうゆ、料理酒	○	
			プラスチック製容器	(34)		カップめん等の容器、豆腐・卵のバック、 アルミコーティングされていないお菓子の袋、パンの袋等	○	
			発泡トレイ	(35)		食品トレイ等	○	
			発泡スチロール類	(36)		魚箱や緩衝材	○	
			チューブ類	(37)		マヨネーズや歯磨き粉のチューブ		
			レジ袋	(38)		小売店で渡されるレジ袋	○	
			ビニール袋	(39)		ビニール袋	○	
			アルミコーティングされた袋等	(40)		食品・菓子類の袋等	○	
			その他	(41)		果物が入っているネット、ボトルやチューブ等のキャップ類	○	
		容器包装以外		(42)	上記に当てはまらないもの	洗面具、サンダル等の日用品、ビデオテープ、おもちゃ等		
6. ゴム・皮革製品			(43)		かばん、靴等			
7. 陶磁器類			(44)		食器、植木鉢等			
8. 乾電池・蛍光灯類			(45)		乾電池、蛍光灯類			
9. 複合品①（小型電化製品等）			(46)		小型電化製品、玩具、電気コード、時計、懐中電灯等	○		
10. 複合品②（鏡・ライター等）			(47)	使い捨てライター別途個数を計量	ライター、鏡、体温計、かみそり、刃物等			
11. 金属	缶類		(48)		スチール、アルミ製の缶類	○		
	スプレー缶		(49)	別途個数を計量	殺虫剤、カセットボンベ、化粧品等			
	その他の金属		(50)		なべ、やかん、かさ、針金ハンガー、クリップ、アルミ箔等			
12. びん・ガラス類	びん類			(51)		飲料用等の資源化可能なびん類	○	
	びん類以外			(52)		窓ガラス、コップ、その他のガラス製品、一升瓶以外のびん、 化粧品など飲料用以外のびん		
13. その他			(53)	他の分類によらないもの	使い捨てカイロ、乾燥剤、掃除機ごみ、たばこ吸い殻等			

業務委託設計書		町 長	副町長	課 長	参事	課長補佐	検算	設 計
業 務 名	令和8年度可燃ごみ組成調査（家庭系）業務							
業務箇所	永平寺町内 一円							
業 務 委 託 費	円 業 務 価 格 円 消費税等相当額 円							
業 務 概 要								
当初 令和8年度可燃ごみ組成調査（家庭系）業務					変更			

内 訳 書

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1 分類作業費	1.0	式			
1) 分類作業人件費（松岡地区）	1.0	式			
2) 分類作業人件費（永平寺地区）	1.0	式			
3) 分類作業人件費（上志比地区）	1.0	式			
2 報告書作成費	1.0	式			
3 雑材費	1.0	式			
4 諸経費	1.0	式			
小計					
消費税等相当額					
総費用計					